

大和都市計画道路の変更 (奈良県決定)

都市計画道路中 3・4・303号九条北矢田線を廃止する。

理由

別添理由書のとおり

都市計画道路 九条北矢田線の変更理由書

1. 路線の概要

都市計画道路 九条北矢田線（以下「当該路線」という。）は、起点を大和郡山市九条町、終点を大和郡山市矢田町とし、（都）西一坊大路線（（都）は都市計画道路の略）、（都）大和中央道及び（都）高山富雄小泉線を連絡する標準幅員18m、2車線、延長約4,100mの幹線街路である。

当初、昭和39年に「2・1・6外環状線」として都市計画決定後、平成4年に終点部を（都）高山富雄小泉線に接続するルートに変更、「3・4・303九条北矢田線」に名称が変更され、最終平成15年に車線明記が行われている。

2. 都市計画道路変更の内容

（1）変更の理由

当該路線は、昭和39年、大和郡山市の道路網を形成する（都）外環状線として都市計画決定された。

平成4年、（都）国道163号バイパス線から（都）郡山斑鳩線（国道25号）までを南北に結び、県北西部における主要な幹線道路として地域の交通の円滑な処理や土地利用の改善等、都市機能の一体的な発展を図るために都市計画決定された（都）高山富雄小泉線に接続する（都）九条北矢田線として都市計画変更された。

しかしながら、当該路線には概ね現道がなく、人口減少・高齢化社会の到来など社会状況が変化し、将来交通量が大幅に減少すると予測されるなか、並行する県道奈良大和郡山斑鳩線（（都）城廻り線）、県道枚方大和郡山線及び県道矢田寺線（（都）郡山生駒線）が当該路線の機能を受け持つことが可能であると考えられる。

今般、「奈良県都市計画道路の見直しガイドライン」（平成22年 奈良県）に沿って、当該路線の必要性を検証した結果、現行の都市計画道路は、いずれの観点からも必要性が認められないため、当該路線の廃止を行うものである。

（2）変更の内容

（都）九条北矢田線の全線を廃止する。